

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正…………… (医療業務課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	10
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	10
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	11
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	11
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	12
○都市計画事業の認可…………… (都市環境課)	12
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	13

告 示

北海道告示第525号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項札幌医科大学附属病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改め、同項医療法人社団我汝会さっぽろ病院の事項中「札幌市北区北29条西15丁目3番5号」を「札幌市東区北24条東1丁目3番7号」に、「平成22.10.31」を「平成25. 6.30」に改め、同項医療法人社団北匠会札幌北脳神経外科の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改め、同項医療法人母恋天使病院の事項中「医療法人母恋天使病院」を「天使病院」に、同項医療法人禎心会病院の事項中「医療法人禎心会病院」を「社会医療法人禎心会病院」に、同項独立行政法人国立病院機構西札幌病院の事項中「独立行政法人国立病院機構西札幌病院」を「独立行政法人国立病院機構北海道医療センター」に、同項医療法人社団北央病院の事項中「医療法人社団北央病院」を「勇氣会医療法人社団北央病院」に、同項新札幌恵愛会

病院の事項中「新札幌恵愛会病院」を「社会医療法人禎心会新札幌恵愛会病院」に改め、同項手稲溪仁会病院の事項及び医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

小樽市の項に次の1事項を加える。

医療法人社団先義会小樽脳・循環器病院 小樽市入船2丁目2番18号 平成25. 6.30

旭川市の項医療法人社団杏仁会大雪病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

室蘭市の項市立室蘭総合病院の事項中「平成21. 6.30」を「平成24. 6.30」に改め、同項日鋼記念病院の事項及び大川原脳神経外科病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

帯広市の項医療法人社団博愛会開西病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改め、同項に次の1事項を加える。

独立行政法人国立病院機構帯広病院 帯広市西18条北2丁目16 平成25. 6.30

岩見沢市の項医療法人北翔会岩見沢北翔会病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

稚内市の項医療法人禎心会稚内禎心会病院の事項中「医療法人禎心会稚内禎心会病院」を「社会医療法人禎心会稚内禎心会病院」に改める。

江別市の項医療法人社団親寿会池永クリニックの事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

恵庭市の項医療法人社団我汝会えにわ病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

石狩市の項医療法人社団佐々木整形外科医院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

木古内町の項中「上磯郡木古内町字本町708番地」を「上磯郡木古内町字本町710番地」に、「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

八雲町の項八雲総合病院の事項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

芽室町の項中「平成22. 6.30」を「平成25. 6.30」に改める。

北海道告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年6月24日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年7月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
大沼中央	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	北海道上川総合振興局
網走南部西	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第528号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
東阿歴内	一般農道整備（過疎基幹）	平成21.11.18
音別川西	同（山村基幹）	同 21.7.3
大別	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	同 21.9.29
釧路	畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設）	同 21.10.20
同	同（区画整理）	同 21.9.29

北海道告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 釧路市音別町音別26の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
音別町音別26の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第530号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ニシウエントマリ556の1地先・556の5地先・857の2地先・858の1地先・863の1地先・857の1（以上5筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、858の1（国有林）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第531号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町・虻田郡ニセコ町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第532号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 士別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 2 三笠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 歌志内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 4 深川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 5 木古内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 6 森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 7 古平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 8 余市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 9 浜頓別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 10 枝幸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 11 美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 12 今金都市計画道路に係る事項
 - (1) 都市計画の種類 道路
 - (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号	大通	今金町字今金	今金町字今金	今金町字今金	
同	3・4・2号	利別	同	同	同	
同	3・5・3号	緑栄	同	同	同	
同	3・4・5号	南	同	同	同	
同	3・4・7号	イマヌエル	同	同	同	

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成22年7月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 北斗市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・302号大野市街通）
- (3) 事業施行期間 平成22年7月6日から平成27年3月31日まで
- (4) 事業地（取用の部分） 北斗市本町地内
- 2(1) 施行者の名称 北斗市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・309号新駅環状

通)

- (3) 事業施行期間 平成22年7月6日から平成28年3月31日まで
(4) 事業地(収用の部分) 北斗市市渡地内

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道石狩振興局告示第5号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年7月6日

北海道石狩振興局長 荒川 剛

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車 1台(交換契約により貨物兼乗用自動車1台を相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成22年9月29日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成22年7月6日から8月10日まで(日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道石狩振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道石狩振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階出納局入札室(送付による場合は、郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩振興局地域政策部総務課)
- (2) 入札日時 平成22年8月19日(木)午後2時(送付による場合は、同月18日までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 乗用自動車 1台
- (2) 予定時期 平成22年7月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を相当する組織に申し込むこと。

また、北海道石狩振興局のホームページ(<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 支出負担行為を行う者（契約者）

北海道空知総合振興局長 羽貝 敏彦

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道石狩振興局地域政策部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011-204-5808

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 19, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than August 18, 2010)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Ishikari

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nishi 7-chome, Kita 3-jo, Chuo-ku,

Sapporo, Hokkaido, 060-8558, Japan

Phone : 011-204-5808

正 誤

○平成22年5月11日（第2177号）

北海道告示第372号（道営土地改良事業変更計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

10 左 12

誤 （暗きょ排水、区画整理、客土）

正 （暗きょ排水、農業用排水施設、客土）
